

IODP アフタークルーズワーク

高知コアセンター分析機器利用ガイド

(趣旨)

この利用ガイドは、高知コアセンター(以下「KCC」と記す)が管理・運用する分析機器(以下「機器」と記す)を IODP モラトリアム期間中のアフタークルーズワークで使用する際に必要な事項を定めています。

(定義)

この利用ガイドにおける「アフタークルーズワーク(以下「ACW」と記す)」とは、IODP 研究航海中に完了しなかった分析作業や航海後に必要となった分析作業、航海後に実施することをあらかじめ計画している分析作業を指します。

この利用ガイドにおける「機器」とは、ACW での使用に供する[別表](#)に掲げる分析機器を指します。

(使用申込者)

申請者は J-DESC により推薦された IODP 研究航海サイエンスパーティーの構成員であること、および KCC-ACW 事務局が特に認めた方を指します。

(使用申込法)

KCC の機器を使用しようとする際は、別紙様式に定める[使用申込書](#)を J-DESC 事務局に提出してください。

(支援項目)

KCC は以下の支援を提供します。

- (1) KCC の機器を稼働させるために必要な消耗品
- (2) KCC の機器を利用した計測および分析に関すること

(安全)

使用者は「[高知コアセンター利用ガイド第II章安全対策\(別添\)](#)」を遵守し、機器使用時の安全には特にご留意ください。また使用者が学生・院生の場合は、事前に「[学生教育研究災害・傷害保険\(または同等以上の傷害保険\)](#)」に必ずご加入ください。

(目的外使用の禁止)

使用者は、使用目的以外に KCC の機器を使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。

(使用の取消し等)

KCC-ACW 事務局は、使用者がこの取り決めに違反し KCC の機器の使用に重大な支障を生じさせたときは、使用を停止あるいは取り消します。

(損害賠償)

使用者は、故意又は重大な過失により機器を損傷したときは、その損害を賠償する責任があります。

(事務)

KCC の機器の使用に関する事務は、KCC-ACW 事務局が行います。

(雑則)

この取り決めに定めるもののほか、KCC の機器の使用に関し必要な事項は利用者、J-DESC 事務局および KCC-ACW 事務局が協議の上決定します。

(附則)

KCC-ACW 事務局は必要に応じて利用ガイドを改訂します。

このガイドは平成 20 年 4 月 1 日から適用します。

以上